

7. 指定文化財の保存事業等に関する補助金

◆事業の内容

市内における指定文化財の保存事業等に要する経費の一部を補助します。

◆対象

指定文化財の所有者、保持者、保存団体

◆補助対象

七尾市指定文化財、石川県指定文化財、国指定文化財

◆補助金額

補助対象により異なります。(詳しくは、教育委員会生涯学習文化財課にお問い合わせください。)

◆その他

石川県指定文化財は県補助事業、国指定文化財は国補助事業に対して補助します。

◆申請・お問合せ先

教育委員会生涯学習文化財課 TEL53-8437

メールアドレス shobun@city.nanao.lg.jp